

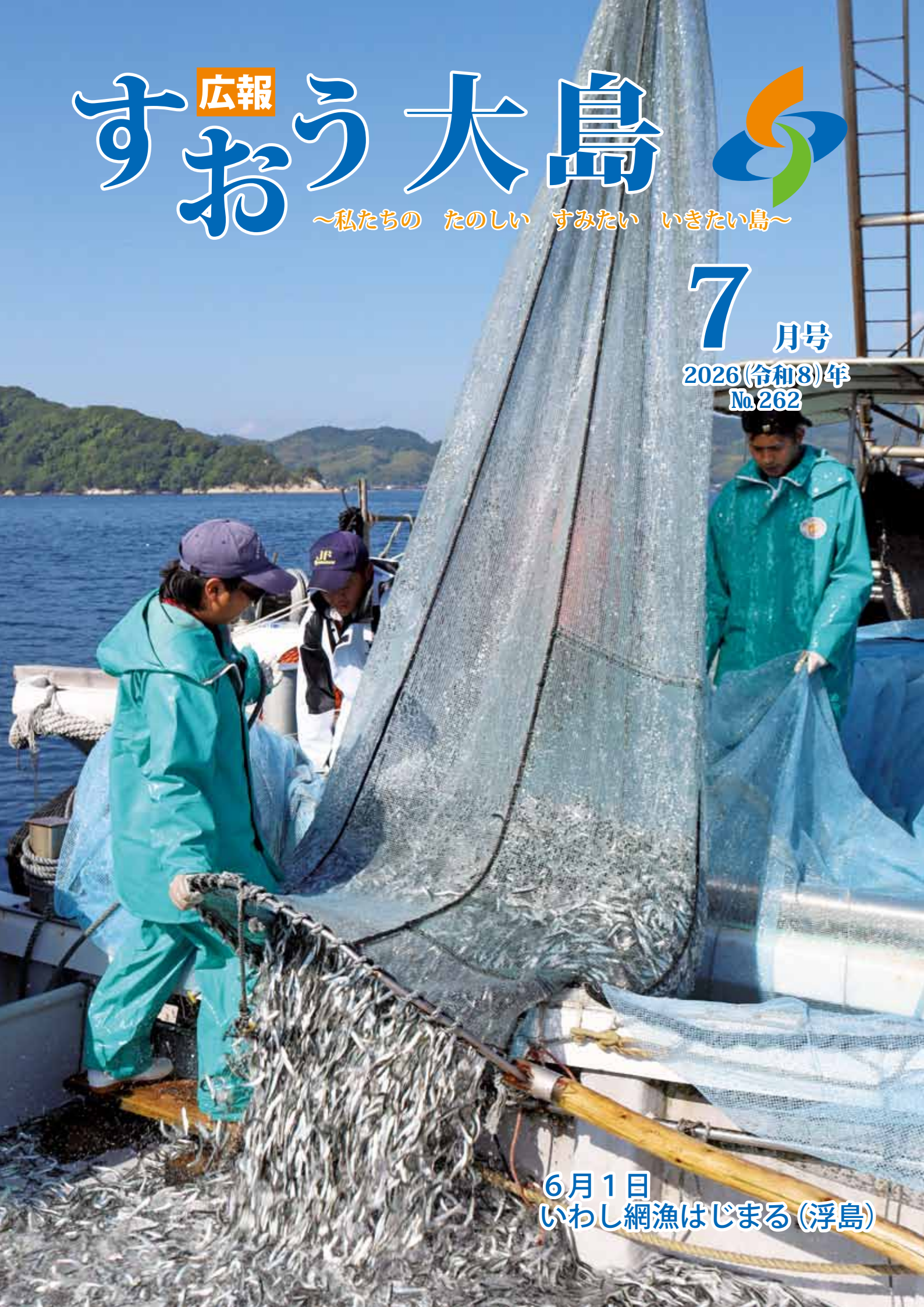
す^{広報}おう大島

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～



7 月号

2026(令和8)年
No.262



6月1日
いわし網漁はじまる(浮島)

道の駅サザンセトとうわ チャレンジショップ使用者を募集します

新たに起業を目指す活力ある元気な

者の観光拠点地の商業活動への参入環境づくりを図るとともに、観光拠点地の更なる交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として、周防大島町総合交流ターミナル施設（道の駅）構内で実施するチャレンジショップ使用者の募集をします。

■事業主体・管理責任者

商工観光課・周防大島町総合交流ターミナル指定管理者

■名称

チャレンジショップ道の駅サザンセトとうわ

■場所

周防大島町西方1958-77

■募集店舗数

5店舗（1店舗当たり9・94㎡）

■募集業種

店舗において商品の販売または飲食もしくはサービスを提供するものとし、ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13条第4号を除く）に規定する営業を除きます。

■使用開始予定

令和9年4月以降

■使用料（建物等）

月額1万2000円（消費税を含む）

※使用料、水道料、電気料、下水道料、汚水樹（グリストラップ）清掃費は道の駅「指定管理者」に納入。

■使用期間

・チャレンジショップの使用期間は2年間とします。（令和9年4月1日から令和11年2月28日まで）

・使用者の申請により町長が必要と認めたときは、最大で2年間延長することができま

■応募資格

- (1)新規起業業者であること
- (2)周防大島町に住所を有する人（応募時に周防大島町外の住所であつても、使用承認後、周防大島町内に住民票を移すことができる人）
- (3)個人、グループまたは法人
- (4)町税を滞納していない人
- (5)申込者または関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない人
- (7)地方自治法施行令第167条の4第

2項各号に該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない人でないこと。また、その人を代理人、支配人その他の使用人として使用する人でないこと

- (8)民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない人または申し立てをなされていない人
- (9)会社更生法第17条第1項または第2項の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない人または更正手続き開始の申し立てをなされていない人
- (10)チャレンジショップ道の駅サザンセトとうわの現出店者および過去の出店者でないこと。また、その人を代理人、支配人その他の使用人として使用する人でないこと

- (11)町、周防大島町総合交流ターミナル指定管理者の指示または要請に、正当な理由なく協力しない人でないこと

■応募書類

- (1)使用申請書
- (2)事業計画（企画）書
- (3)収支予算書
- (4)団体等調書（グループ・法人の場合）

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

■納税証明書（滞納がないことの証明書）

※申し込み方法
直接お届けください。（原則郵送不可）
※申し込み時点で遠方に居住している

等の特別な理由により申込書類の持参が困難な場合は、事前に商工観光課へご連絡ください。

■選考方法

選考委員会で応募者と面談を行い、選考基準に達した上位5人をチャレンジショップ使用者として承認します。（選考委員会は9月上旬～中旬頃開催予定）なお応募者が5人のみの場合も選考基準に達しない人は不承認となります。

■申し込み期間

8月21日（金）まで
平日午前9時～午後5時
※申し込み期間終了後は、いかなる理由があつても受け付けませんのでご注意ください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町久賀5134（久賀庁舎2階）
商工観光課公共施設管理班
☎0820（79）1003



町ホームページ

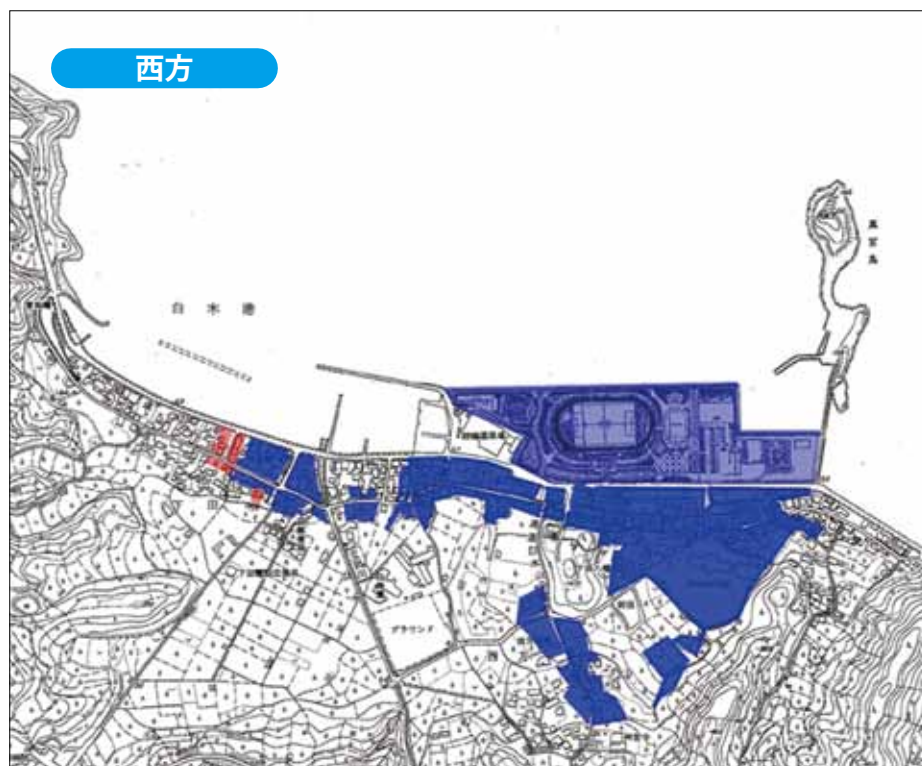


▲道の駅サザンセトとうわ

公共下水道が一部供用開始されました

周防大島町公共下水道の一部区域（西方）が7月1日に供用開始されました。使用できる予定区域は、図の赤いエリアのとおりです。
詳細な場所はお問い合わせください。

☆美しい自然と快適な生活環境を守るため、下水道への早期接続をお願いします



新規供用開始区域



供用開始済区域



指定工事店等の情報
(町ホームページ)

◆公共下水道への接続について

建物の所有者は、公共下水道が整備され、使用できるようになる（供用開始の告示が行われる）と、下水道に接続することが義務付けられています。（下水道法第10条第1項、同法第11条の3第1項）

◆下水道を使用するための排水設備工事（排水接続工事）にかかる手続きの流れ

(1) 町排水設備指定工事店へ見積依頼

指定工事店等の情報は、町ホームページ（くらしの情報↓下水道↓下水道の一覧↓下水道供用開始後の必要な手続き等）について【ページID検索・2703】に掲載されていますが、不明な場合はお問い合わせください。

町内外で業者が登録されていますが、2社以上から見積もりを徴収することをお勧めします。

(2) 接続工事の契約締結・排水設備計画確認申請

施工方法や費用など十分な打ち合わせを行い、指定工事店と契約してください。指定工事店が書類を作成し、町に提出します。

※供用開始日以後にご提出ください。

(3) 排水設備確認書の交付

町が申請書類を確認し、申請者に確認書を交付します。

(4) 工事着手届・工事完了届の提出

町に着手届を提出し、工事に着手します。工事完了後、町に完了届を提出します。

(5) 工事完了検査・工事検査済証の交付

申請者立ち会いのもと、排水設備の完了検査を実施します。完了検査後、町から検査済証を交付します。

(6) 下水道使用開始届

町に使用開始届を提出し、下水道を使用することができます。

問い合わせ

下水道課下水道班

☎ 0820 (79) 1014



介護保険課からのお知らせ

介護保険負担限度額の認定

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている人は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていますが、次の要件を満たす人について、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人

- (1) 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- (2) 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

【預貯金等の基準額】

年金収入等（非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が

- (1) 80万9千円※以下の場合
単身650万円、夫婦1650万円
- (2) 80万9千円※超120万円以下の場合
単身550万円、夫婦1550万円
- (3) 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円
- (4) 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円

※令和8年8月から82万6千500円に変更

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

山口県知事、周防大島町長に社会福祉法人等による利用者負担軽減実施の申し出をした施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

対象者

市町村民税非課税世帯の人で、次の要件をすべて満たす人

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- (3) 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護

※利用者負担軽減実施の申し出をした社会福祉法人等が運営する施設等に限りです。

負担軽減の割合

- ・利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25
- ・老齢福祉年金受給者の利用者負担額は、1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の50

手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。

問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820（73）5503

国民健康保険税の子どもの均等割額が軽減されます

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる国民健康保険税の均等割額の5割を軽減します。

令和8年度については、令和2年4月2日以降に生まれた人が対象です。

また、前年の所得が一定基準以下の世帯で、均等割額の軽減が適用となる場合は、その適用後の均等割額より更に5割軽減します。

なお、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人）については、子ども・子育て支援金に係る均等割額が全額軽減されます。

※条件に該当する場合、自動的に軽減判定の対象とするため、申請は不要です。

問い合わせ

税務課 課税第1班
☎0820（74）1008



福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生・高校生等医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

受給者証の交付を受けている人で、対象要件を事前に確認できる人については、更新手続きを省略し、7月下旬に新しい受給者証を送付します。今お使いの受給者証の有効期限は、7月31日までになりますので、8月1日から新しい受給者証をお使いください。ただし、次の人は、申請が必要です。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

(1) 年齢要件

0歳～小学校就学前まで

(2) 所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

(1) 年齢要件

0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当の人）

(2) 所得要件

なし

高校生等医療費助成制度（町制度）

・対象となる人

(1) 年齢要件

周防大島町に住民票のある高校生年代（平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれの人）

(2) 所得要件

なし

※婚姻、就職等により保護者の扶養から外れた場合は対象外です。

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

(1) 世帯要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童

・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

(2) 所得要件

市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします。）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

※父母の令和8年度住民税等の申告が必要です。（収入がない人も申告が必要です。）

対象になると思われる人には、6月に更新申請書を送付しておりますので、福祉課または最寄りの支所・出張所で7月中に申請の手続きをしてください。手続きに必要なもの

（次のいずれか1つ）

- ・資格確認書の写し
- ・資格情報のお知らせの写し

○加入している医療保険の変更または資格喪失した場合や、町内での住所や氏名を変更した場合は、変更の手続きが必要になりますので、お知らせください。

問い合わせ

福祉課 こども家庭班
☎0820（77）5508

民生委員児童委員の活動紹介 （東和地区協議会）

周防大島町では、子どもが一人でも安心して無料もしくは低額で食事のできる「島のこども食堂」活動を支援しています。

こども食堂は子どもたちとボランティアで来ている高齢者とのふれあいの場、居場所づくりの場ともなっています。東和地区協議会では、道の駅サザンセトとうわのチャレンジショップで毎月一回開催されるこども食堂でのイベントを通して、家庭と地域を結ぶ役割を果たしながら、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを目指しています。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎0820（77）5505



▲道の駅サザンセトとうわでの活動の様子

国民健康保険税の税率・賦課限度額・ 軽減判定の基準が変わります

国民健康保険（国保）について

国民健康保険（国保）は、後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰もが入ることを義務付けられています。国民健康保険に加入すると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国民健康保険税が課税されます。
軽減判定の基準が変更となりました※¹
令和8年4月1日施行の地方税法施行令により、次のとおり国民健康保険税について、軽減判定基準の見直しを行います。

軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な人（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

税率・賦課限度額の変更※²

子ども子育て支援金制度の創設および医療分の税率・賦課限度額が変更となりました。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。事業

所から周防大島町への連絡はありませんので、必ず健康増進課または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

※¹ 軽減判定所得

軽減割合		世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）
7割軽減	改正なし	[43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
5割軽減	改正後	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 31万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
	改正前	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 30万5千円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
2割軽減	改正後	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 57万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下
	改正前	[43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 56万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失した人で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する人です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

※² 令和8年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割	7.3% (改正前 7.7%)	3.1%	2.9%	0.4%
均等割	25,700円 (改正前 27,200円)	8,900円	9,300円	1,400円
18歳以上均等割	—	—	—	100円
平等割	23,000円 (改正前 23,900円)	8,900円	7,000円	900円
賦課限度額	67万円 (改正前 66万円)	26万円	17万円	3万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の人が対象となります。

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、医療分の税率を引き下げました。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ

- ・保険税について 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008
- ・資格について 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502



町ホームページ

- 手続きに必要なもの**
- 加入の場合**
- (1) 取得の年月日を証するもの
(健康保険資格喪失証明書等)
 - (2) 喪失の年月日を証するもの
(現在加入中の資格確認書の写し等)
- 喪失の場合**
- (1) 資格確認書または資格情報のお知らせ
 - (2) 喪失の年月日を証するもの

納税通知書の送付
令和8年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。加入者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

国民健康保険と後期高齢者医療の限度額認定の有効期限は7月31日までです。

国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの人

8月以降も認定が可能な人には、6月下旬に「申請書」（更新用）を送付していますので、8月31日（月）までに更新の手続きを行ってください。認定証は申請した月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請されますと、認定されない月が生じることになります。

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

後期高齢者医療の限度区分の併記申請を既にされている人

現在、申請済みの人で、8月以降も該当する人は、7月31日までに限度区分を記載した新しい資格確認書を郵送します。この資格確認書を提示することで窓口負担が抑えられます。（自動更新のため手続きの必要はありません）

なお、現在「区分Ⅱ」に該当する人で、過去12カ月以内の入院日数合計が91以上の場合は、長期入院該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

申請場所

健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所

申請に必要なもの

マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定に該当する人で過

去12カ月以内の入院日数合計が91以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない人（未申告）がいる場合、手続きができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

■マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。減額認定証等の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※長期入院該当はマイナ保険証の登録有無にかかわらず申請が必要です。

問い合わせ

健康増進課医療保険班
☎0820（73）5502

防火標語を募集します！

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の人

課題（防火標語）

- ・住宅防火（特に住宅用火災警報器）に関するもの
- ・放火火災の防止に関するもの
- ・火がつきにくく、燃え広がらない素材を使用した防災エプロンの普及に関するもの
- ・その他火災予防に関するもの（山火事予防に関するものは除く）

応募方法

はがきや柳井地区広域消防組合ホームページに掲載の応募用紙に作品（防火標語）、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号を記入の上、消防本部予防課まで郵送またはFAXするか、

最寄りの消防署・出張所へ直接お届けください。

応募期限

10月1日（木）（当日消印有効）

その他

- ・作品は自作で未発表のもの
- ・1人2点まで
- ・金賞に入賞した標語は山口県の2次審査に提出します。
- ・著作権は主催者に帰属するものとします

送付先・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部 予防課

☎0820-23-7774

FAX 0820-23-4503



柳井地区広域
消防組合 HP

受章・表彰

◆令和8年春の叙勲

○瑞宝小綬章（教育研究功労）

伊藤 正一さん（小松）

（大島商船高等専門学校名誉教授）



○瑞宝双光章（更生保護功労）

村田 みちるさん（小松開作）

（現保護司）



◆令和8年高齢者叙勲

○瑞宝単光章（消防功労）

岡田 清治さん（小松）

（元周防大島町消防団分団長）

◆厚生労働大臣特別表彰

大迫 美夫さん（日見）

（元民生委員児童委員）

高山 健司さん（出井）

（元民生委員児童委員）

岡本 良夫さん（伊保田）

（元民生委員児童委員）

矢野 泉さん（森）

（元民生委員児童委員）

柳原 春美さん（外入）

（元民生委員児童委員）

東原 正一さん（東安下庄）

（元民生委員児童委員）

松岡 彩子さん（西安下庄）

（元民生委員児童委員）

※社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、地域社会の福祉の推進につとめた民生委員・児童委員へ厚生労働大臣特別表彰が行われ、周防大島町から7人が表彰されました。



周防大島高校だより

山口県立大学附属周防大島高等学校 0820 (77) 1048

山口県立大学附属周防大島高等学校開校

村岡嗣政県知事、柳居俊学県議会議長をはじめ、多くの方々のご臨席のもと、令和8年4月9日に開校式・入学式を挙行し、山口県立周防大島高校の校旗が繁吉健志県教育長に、附属高校の新しい校旗が、岡正朗山口県立大学理事長にそれぞれ、生徒から返納・授与され、山口県立大学附属周防大島高等学校が開校しました。

引き続き行われた開校記念行事では、生徒会の進行のもと、校章と校歌が、野田学園高等学校合唱部の歌唱（CD）と総合文化部の生徒が周防大島の豊かな自然を描いた風景画とともに紹介されました。校章や校歌、制服は、周防大島や山口県立大学にゆかりのある方により作成されたもので、校歌の作詞者、作曲者、校章・制服のデザイナーの方に山口県立大学の岡理事長から感謝状が贈られました。

新たな歩みを象徴する校章や校歌、制服の披露とともに生徒のはつらつとした姿が印象づけられ、開校の喜びと誇りを実感する記念行事となりました。

新入寮生地域歓迎交流会

Welcome Party

学校運営協議会の提案により、橘総合センターで初開催された歓迎交流会には、地域の方々12人と、あさなぎ寮・なぎさ寮に新たに入寮した1年生および希望する2・3年生が参加しました。

新入寮生一人一人が入学理由や挑戦したいことを発表し、地域の皆さんとの歓談で交流を深めました。さらにマウンテンマウスまあいさんによるミニコンサートも行われ、交流会は大いに盛り上がりました。

最後に新入生代表は、地域との温かな関わりへの感謝と今後の決意を述べました。交流会を通して、参加した生徒は地域の一員としての自覚を高めていきました。



▲開校記念行事の様子
▼歓迎交流会の様子



柳井地域広域水道企業団

周防大島町水道事業からのお知らせ

● 6月16日よりWeb口座振替
受付サービスを開始しました

水道料金・下水道使用料（農業集落排水および漁業集落排水を含む）の口座振替による納付の申込について、パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを通じてお手続きいただけます。

金融機関や市役所の窓口に行かなくても申し込みができ、口座振替依頼書の記入や届出印の押印が不要で、手間なく簡単にお手続きできますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ

柳井地域広域水道企業団・周防大島町上下水道料金お客様センター

☎ 0820 (25) 1600



詳細はこちら

町職員の異動（6月30日付）

【退職者】 福祉課 中村 晴彦

大島大橋開通 50 周年



大島連絡船は、大島駅近くの桟橋から周防大島の小松港までを結んでいた日本国有鉄道（国鉄）の鉄道連絡船で、航路は大島瀬戸最狭部のすぐ西側を通っていました。前身は周防大島と本州の便を図る目的で山口県が開設した同じ航路の無料連絡船でしたが、1946年（昭和21年）に国鉄に移管され有料となり、その後、1976年（昭和51年）に大島大橋の架橋により廃止となりました。（※小松港には当時を偲ぶ大島航路跡碑が残っています）

大島大橋は1976年（昭和51年）7月4日に日本道路公団により大島大橋有料道路として開通しました。開通当初は片道が普通車600円・軽自動車400円の一般有料道路でしたが、1996年（平成8年）6月1日から無料で通行できるようになりました。

2018年（平成30年）10月22日の深夜、貨物船が衝突する事故が発生しました。水道管と光ファイバーケーブルが切断されるなど、島のライフラインが寸断される事態となりました。1カ月を超える断水や車両通行規制の期間を、多くの方々からのご支援と励ましにより乗り越えて、12月1日午後5時にはすべての地区で水道が全面復旧しました。

開通 50 周年を迎えた大島大橋 ▶



近年ではビールや電子機器、電力会社などのテレビCMの舞台として大島大橋が選ばれるなど脚光を浴びています。

このような変遷をたどり、今年7月4日に大島大橋は架橋50周年を迎え、同日からLED照明によるライトアップが始まり、夜間の大島大橋が美しく彩られます。

観光協会では、開通50周年を機に大島大橋の魅力を再発見するべく、11月に大島大橋や飯の山をはじめ飲食店やみかん狩り農園などをチェックポイントとした、ロゲイニングイベントを開催する予定です。ロゲイニングとは、地図に点在するチェックポイントを制限時間内にめぐり、総得点を競うナビゲーションスポーツで、イベントを通じてビュースポットやウォーキングコースとしても盛り上げていきたいと考えています。

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

周防大島町の話題



▲2隻を並べて引き上げ作業を行う様子

いわし網漁解禁！

6月1日、山口県内最大のいりこの産地である浮島で、今シーズンのいわし網漁がはじまりました。

いわし網漁は、カタクチイワシを探す船1隻、網の設置・引き上げを行う船2隻、獲れたカタクチイワシを運ぶ船1隻の計4隻で1つの船団を組み、連携をとりながら行われます。

引き上げられたカタクチイワシは、すぐに浮島にある加工場に運ばれ、新鮮な状態を保ったままゆであげられ、いりこへと加工されていきます。いわし網漁は、11月下旬まで行われます。

地域おこし協力隊就任

6月1日、大島庁舎で地域おこし協力隊（周防大島町DX業務改善推進員）の辞令交付式が行われました。

着任したのは、東京都出身の松野健二^{まつのけんじ}さんで、着任後は、DX推進班の一員として、庁舎内の業務フローの分析と改善提案などの行政DXの実務を担うとともに、デジタル技術を活用した住民サービスの向上に取り組んでいく予定です。

松野さんは、「職員の皆さまの業務改善や住民の方誰一人残さないデジタルによる利便性の向上に寄与していければと思っています」と意気込みを語りました。



▲藤本町長から辞令を受け取った松野さん⑤

戦艦陸奥慰霊祭

6月8日、戦艦陸奥殉難将兵慰霊祭が油田農村環境改善センターで行われました。

慰霊祭は東和陸奥顕彰会の主催で行われているもので、全国から遺族や関係者約60人が参列し、式では顕彰会会長の藤本町長による追悼のことばや町内の詩吟同好会「れん」の皆さんによる詩吟の奉納などが行われ、犠牲者への冥福と平和への祈りを捧げました。

戦艦陸奥は昭和18年6月8日、不慮の爆沈により1,121人の将兵と共に、東和の沖合に沈みました。



▲慰霊祭の様子

山口県指定無形民俗文化財

6月27日、山口県指定無形民俗文化財である「なむでん踊り」の奉納が、久賀の久屋寺で行われました。

これは、江戸時代から続く虫送りの行事で、昭和49年に県指定の文化財となり、永くなむでん踊り保存会を中心に活動していましたが、過疎化の影響により平成18年を最後に町内を巡回する奉納踊りは中断していました。その後、平成27年になむでん踊り保存会や関係者の皆さまのご尽力により復活しました。

今年は、あいにくの天気の中での開催とはなりましたが、五穀豊穡と無病息災を願い奉納された踊りは、躍動感に溢れていました。



▲久屋寺での「なむでん踊り」の様子

環境にやさしい燃料で、まちを走る

6月19日、西日本で初となる、公用車への「カーボンオフセット燃料」の導入が始まり、供給証明書授与式が行われました。

この燃料は、使用時に出るCO₂を植林などで相殺する仕組みで、「使った分を森を育てることで地球にお返しする」という考え方に基づいています。

式典では、出光興産株式会社 中国支店の鈴木崇広支店長から藤本浄孝町長へ証明書が贈呈されました。今後、町内の小松物産株式会社を通じて給油されます。

町長車やごみ収集車でのご使用が、未来へのはじめの一步。町は一丸となり、脱炭素社会という大きなゴールを目指します。



▲出光興産株式会社 鈴木崇広中国支店長㊟と藤本浄孝町長

熱中症を予防しましょう

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもることによってさまざまな症状がみられる状態をいいます。屋外だけでなく室内でも何もしないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

ますます暑さが厳しくなるこれからに備え、対策をとり、熱中症を予防しましょう。

《暑さを避ける工夫》

- (1) エアコン等で温度をこまめに調節しましょう。
- (2) 遮光カーテン・すだれの利用、打ち水をしましょう。
- (3) 吸湿性・速乾性のある通気性のよい衣服を着用しましょう。
- (4) 外出時には日傘を使用したり、帽子を着用したりしましょう。
- (5) 天気の良い日は、日陰の利用やこまめな休憩をしましょう。
- (6) 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、体を冷やしましょう。

《こまめに水分補給》

室内でも、外出時でも、どの渴きを感じる前に水分を

補給しましょう。

※水分や塩分の制限がある場合は、主治医の指示に従いましょう。

《熱中症の症状》

めまい、立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉のこむら返り、頭痛、嘔吐、倦怠感など
※熱中症が疑われる場合は、すぐに応急処置を行いましょう。

《熱中症が疑われる人を見かけたら》 主な応急処置

- (1) エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させましょう。
- (2) 衣服をゆるめ、体を冷やしましょう。(首の周り、脇の下、足の付け根など)
- (3) 水分・塩分、経口補水液などを補給しましょう。

※自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう。
参考・熱中症予防のために(厚生労働省)

問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎ 0820 (73) 5504

募 集

令和9年4月1日採用
周防大島町職員採用試験

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ人の応募を歓迎しています。

試験職種および採用予定人数

・初級行政職 5人程度

・保健師 若干名

・社会福祉士 若干名

・土木技師 若干名

受験資格

・初級行政職

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和9年3月末日までに卒業見込みの人

・保健師

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、保健師の資格を有する人または令和9年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

・社会福祉士

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、保健師の資格を有する人または令和9年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

学校を卒業し、社会福祉士の資格を有する人または令和9年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

・土木技師

【有資格者】

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、2級以上の土木施工管理技士もしくは2級以上の管工事施工管理技士の資格を有する人または令和9年3月末日までに右記資格を取得見込みの人

【土木課程学校卒業者等】

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の土木課程の学校（高等学校、高等専門学校、大学など）を卒業した人

受付期間

7月15日(水)～8月14日(金)

申し込み方法

次の2次元コードから受験申込サイト（パブリックコネクト）により申し込みを行ってください。会員登録（無料）が必要です。



申込サイト

※郵送および持参による申し込み受付はありませんので、

必ず前記の専用サイトからお申込みください。
第1次試験日時・場所
9月20日(日)
受付 午前8時30分から
試験 午前9時から
・場所
周防大島町役場大島庁舎
(周防大島町小松126-2)
第2次試験 11月8日予定
採用予定日
令和9年4月1日
申し込み・問い合わせ
総務課人事行政班
☎0820(74)1000

障害者を対象とした

令和9年4月1日採用
周防大島町職員採用試験

試験職種および採用予定人数

・初級行政職 若干名

受験資格

次のすべての要件を満たす人
(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
(2)平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和9年3月末日までに卒業見込

みの人

(3)活字印刷文または点字（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます）による出題に対応できる人は、総務課に必ずお問い合わせください。

受付期間

7月15日(水)～8月14日(金)

申し込み方法

次の2次元コードから受験申込サイト（パブリックコネクト）により申し込みを行ってください。会員登録（無料）が必要です。



申込サイト

※郵送および持参による申し込み受付はありませんので、必ず前記の専用サイトからお申込みください。

第1次試験日時・場所

9月20日(日)

受付 午前8時30分から

試験 午前9時から

・場所

周防大島町役場大島庁舎

(周防大島町小松126-2)

※点字による試験日

11月1日(日)

第2次試験 11月8日予定

採用予定日

令和9年4月1日

申し込み・問い合わせ

総務課人事行政班

☎0820(74)1000

柳井地区広域消防組合
消防職員採用試験

試験職種および採用予定人員

・消防吏員 3人程度

主な受験資格

・平成13年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、原則として高等学校教育課程を修了した人（令和9年3月卒業見込み含む）

申込期限

8月14日(金)（当日消印有効）

※申し込み方法など、詳しくは柳井地区広域消防組合ホームページをご確認ください。

第1次試験日 9月20日(日)

申し込み・問い合わせ

〒742-0031

柳井市南町五丁目4-1

柳井地区広域消防本部総務課

☎0820(23)7772

サザンセト音楽祭
(洋楽の部) 出演者募集

開催日時

11月8日(日)

午後1時30分～(開演)

会場

サンビームやない

(柳井市柳井3670-1)

募集内容

洋楽(カラオケ、ロック等は除く)。出演時間は10分以内で出演者は15組程度

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、

平生町に在住または通勤・通学する個人および団体で、原則、一定の技術水準に達している人

応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、メールまたは直接お届けください。申込書は、ホームページまたは町内では各公民館・総合センターに設置しています。

応募期限

8月12日(水)(必着)

選考

応募者多数の場合は、主催者により書類選考を行います。選考結果は応募者全員にお知

らせします。

申し込み・問い合わせ

サザンセト音楽祭実行委員会事務局(サンビームやない内)

☎0820(22)0111

警察官採用試験

警察事務職員試験

試験区分

- ・警察官A採用試験(第2回)
- ・警察官B採用試験(第2回)
- ・警察事務職員採用試験(高校卒業程度)

受験資格

- 〔警察官A採用試験(第2回)〕
- ・平成3年4月2日以降に生まれた人
- ・四年制以上の大学を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人
- 〔警察官B採用試験(第2回)〕
- ・平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、警察官Aに該当しない人(※大学在籍者を除く)
- 〔警察事務職員採用試験(高校卒業程度)〕
- ・平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人

受付期間 8月16日(日)まで

申し込み方法

やまぐち電子サービスで申請。詳しくは、山口県警察採用サイトをご確認ください。

問い合わせ

柳井警察署

☎0120(23)0110

採用フリーダイヤル

☎0120(314)290



採用サイト

海上保安官募集

海上保安官になるための学校の受験案内(令和9年4月入校)です。

○海上保安大学校(広島県呉市所在) 学生採用試験

受付期間

8月20日(木)～9月7日(月)

一次試験

10月24日(土)～10月25日(日)

○海上保安学校(京都府舞鶴市所在) 学生採用試験

受付期間

7月23日(木)まで

一次試験

9月27日(日)

※原則インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

柳井海上保安署

☎0820(23)2263



採用サイト

山口県自主防災アドバイザー養成研修(基礎編) 受講者を募集します

本研修は、山口県自主防災アドバイザーとして、自主防災組織の活動促進に貢献する意思のある人を町が推薦し、県が実施する防災士養成講座認定研修です。

日程

11月7日(土)、

11月28日(土)、29日(日)の3日間

(3日とも全て参加が必要です)

場所

Y M f g 維新セミナーパーク

定員 3人

募集締め切り 9月11日(金)

※定員に達し次第締め切ります。

防災士資格取得の条件

研修の修了者には防災士資

格取得試験(研修の最終日)の受験資格が与えられます。

なお、防災士資格の取得の条件は次のことを全て満たす必要があります。

- ・3日間の研修を履修した上で、所定のレポートを提出すること
- ・研修3日目の最後に行われる試験に合格すること
- ・消防機関、日本赤十字社等が実施する救急救命講習の修了証、受講証等(防災士認定登録申請時において5年以内に発行されたもの)を取得すること

防災士資格取得試験の費用

1万2000円(教本、受験料、登録料)

※カリキュラムなどの詳細は、町ホームページをご確認ください。

申し込み・問い合わせ

電話または次の二次元コードから申し込みください。

総務課消防防災班

☎0820(74)1000



申込フォーム



町ホームページ

放送大学 10月入学生募集

10代から90代の幅広い世代、8万6千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

出願期間

- ・第1回 8月31日(月)まで
- ・第2回 9月9日(水)まで

問い合わせ・資料請求

放送大学山口市学習センター

☎083(928)2501



放送大学 HP

相 談

木造住宅の 耐震個別相談会

住まいの耐震性に不安のある人や実際に耐震診断・改修をお考えの人に、個別に耐震診断・改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。

申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

日時

7月31日(金)

午前9時～午後5時

会場 大島庁舎2階相談室3

相談員 総務課消防防災班職員

問い合わせ

総務課消防防災班

☎0820(74)1000

山口県事業承継・ 引継ぎ支援センターに よる出張相談会

事業承継についてお悩みはありませんか？

相談会には事業承継問題に精通した専門家が個別にご相談に乗りますのでお気軽にお

申してください。

日時 7月31日(金)

(1)午前10時 (2)午後1時

(3)午後3時

※各時間1事業者のみ、秘密厳守

場所

柳井市役所3階大会議室

申込期限 7月24日(金)

申し込み

柳井市ホームページからダウンロードまたは役場窓口にある申込書に記入の上、FAXまたは郵送にて申し込んでください。

問い合わせ

柳井市役所商工観光課

☎0820(22)2111

FAX0820(23)7474

お知らせ

大島看護専門学校 オープンキャンパスを 開催します

看護体験や校内・寮の見学などを行います。

日時

8月1日(土)

午前10時45分～正午

対象

高校生、社会人など本校に興味がある人

申し込み方法

詳しくはホームページをご覧ください。

場所・申し込み・問い合わせ

大島看護専門学校(家房)

☎0820(76)0556



ホームページ

ヌートリアを 見かけたら

町内の河川やため池などにおいて、ヌートリアが目撃されています。

ヌートリアは、普段は水辺に住む動物ですが、根菜類などの食害やため池の堤に穴を掘るなどの被害をもたらすことから、町では有害鳥獣に指定し、捕獲しています。

見かけた場合は、農林水産課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

※捕獲用のわな(箱わな)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください。

問い合わせ

農林水産課 有害鳥獣対策班

☎0820(79)1002

就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

病気など、やむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された人等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うもので、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

試験期日 10月15日(木)

試験場所

山口県庁(山口市滝町1-1)

試験科目

国語／社会／数学／理科／外国語(英語)

願書の受付期間

8月21日(金)まで

※受験資格、出願書類など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

周防大島町教育委員会

学校教育課

☎0820(78)2204

催し・講座

大島商船高等専門学校
公開講座

大島商船高等専門学校では、さまざまな分野の公開講座を開催しています。

各講座の詳細とお申し込み方法はホームページでご確認ください。

問い合わせ



ホームページ

大島商船高等専門学校
総務課企画係
☎ 0820 (74) 5521

第53回久賀土曜夜市

久賀サンロード商店街を歩行者天国にして開催します。バザー、似顔絵、フリーマーケット、金魚カード交換会などを行います。ステージイベントには、久賀保育園、ラファロハ、万貴音、マウンテンマウスなどが出演します。

日時

7月25日(土)

午後6時～9時

(荒天時は、26日(日)に順延)

問い合わせ

周防大島町商工会

☎ 0820 (79) 0300

【講演会】

明治維新が始まった島
周防大島

今年は四境の役から160年になります。この戦いで焼失した普門寺の東堂・永本隆道氏が激戦地・周防大島の記憶と歴史を語ります。先人の歩みに触れる貴重な機会です。ぜひご参加ください。

日時

8月2日(日)

午後1時30分～

(開場 午後1時15分)

参加料 無料(申込不要)

定員 先着60名程度

場所・問い合わせ

八幡生涯学習のむら

☎ 0820 (72) 2601

くか夢夏まつり2026

至近距離から打ち上げる迫力満点の夢花火、ビアガーデン、業者出店、サブマリノール

カ号リンド、A M M、久賀引

山太鼓などが出演するステージイベントなどを行います。

日時

8月15日(土)

午後5時30分～9時

(荒天時は、22日(土)に順延)

場所

山口県大島防災センター防

災公園(役場久賀庁舎前)

問い合わせ

周防大島町商工会

☎ 0820 (79) 0300

第2回盆踊り大会

日時

8月22日(土)

午後5時30分～9時

場所

蒲野農村環境改善センター

駐車場

内容

保育園園児等ゲストによる

催し、こども・おとなくじ引

き抽選会、盆踊り大会、打ち

上げ花火等

問い合わせ

三浦創生の会(星出)

☎ 090・5377・3793

訪問型スマホ教室の指導員を募集します！

周防大島町では、デジタル機器の操作に不安がある人をサポートするため、スマホ指導員(有償ボランティア)による訪問型スマホ教室を実施しています。現在は前年度の養成講座を修了した指導員が、町内で活躍しています。

この度、さらなる体制強化のため、令和9年度から活動いただけるスマホ指導員を新たに募集します。活動にあたっては、スマホ操作の基本や相談対応のノウハウを習得する指導員養成講座(全3回)を受講していただきます。

地域社会とのつながりを深め、社会貢献に挑戦したい方、この機会にぜひご応募ください。

募集対象

周防大島町在住の18歳以上の人

募集期間

7月15日(水)～7月31日(金)

定員 10人程度

日時(※全3回、全て受講していただきます)

(1) 8月7日(金) 午後1時～5時

(2) 9月7日(月) 午後1時30分～2時30分 ※

(3) 10月5日(月) 午後1時～5時

※ Webでの参加可能

場所 大島文化センター

申し込み

次の二次元コードよりお申込みください。

問い合わせ

政策企画課DX推進班

☎ 0820-74-1007



暮らしの相談（7月21日～8月20日）

相談所

相談	日時		場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35)	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎山口地方方法務局 岩国支局 ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	8月 7日(金)	9:30～11:30	久賀総合センター	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	7月23日(木)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター	○お子さんの発育・発達や食事等の相談 ☎福祉課 こども家庭班(こども家庭センター) ☎ 77-5508 ※助産師による相談あり
	8月 7日(金)		たちばなケアプラザ	
	8月18日(火)		久賀福祉センター※	
こころの相談	8月 7日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター	○要予約 ☎健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	8月 3日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎	○相談日以外も可能 ☎地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00	久賀総合センター	○要予約 ☎岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222
		13:00～16:00		

税務相談

相談	日時	備考・問い合わせ等		
個人相談(所得税・消費税等)	相談日時は、 個別にお問い合わせ ください。	○要予約 ☎柳井税務署 ☎ 0820-22-0277	音声案内「2」→	「5」
法人相談(法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等)		○要予約 ☎徳山税務署 ☎ 0834-51-1122 (直通)		「7」「8」
資産相談(相続税・贈与税・譲渡所得)				

電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談(電話相談センター)	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども(15歳未満)の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな(15歳以上)の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

**めざせ！
かしこい
消費者**

【相談窓口】
柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999
消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

**自転車後部座席に同乗中の
子どもの事故に注意！**

【事故情報】
自転車後部座席に子どもを乗せて走行していた際、子どもが足をぶらぶらさせていたため、足とガードレールが接触した。その事故で子どもは大腿骨を骨折し、約3週間の入院をすることになった。

【ワンポイント講座】
自転車走行中に子どもが足を伸ばすなどした場合、後部座席からはみ出した身体が電柱や標識の支柱、ガードレールに接触することがあります。身体のはみだしによる事故の半数は骨折、特に人の骨の中で最も大きい大腿骨を骨折する事故が発生しています。
このような事故に遭わないため、次の点に注意しましょう。

1つ目、自転車後部座席に乗った子どもは前方の視界がほとんどありません。子どもにシートベルトおよびヘルメットを適切に装着させ、身体をはみ出さないよう声掛けをしましょう。

2つ目、狭い通路を走行する際は、同乗させている子どもが障害物と接触しないよう、自転車から降りて押して歩いて通過しましょう。

元気ですか？

こちらは 保健師です

健康増進課 健康づくり班 保健師 藤村 礼絵

☎ 0820 (73) 5504

誰も自殺に追い込まれることのない 周防大島の実現を目指して

暑い季節になりましたが、皆さんいかがお過ごしですか。

この度、健康増進課では、第3次周防大島町自殺対策計画を作成しました。広報5月号と一緒に全戸配布した概要版は、ご覧いただけましたでしょうか。

本町では、『誰も自殺に追い込まれることのない周防大島の実現』を基本理念に、町民一人一人が「いのち」の大切さを考え、支え合う人々がつながりを持つことができるよう、取り組みの更なる充実を図り、町民の「いのち」を守るための自殺対策を推進しています。

自殺対策の取り組みの一つに「ゲートキーパー養成講座」があります。皆さんは、「ゲートキーパー」という言葉を聞

いたことはありませんか。

今回、第3次周防大島町自殺対策計画を作成するにあたり、町民アンケートを実施しました。その中の「ゲートキーパーをご存じですか」の問いに対する結果は、「知らない」が65・1%、「聞いたことはあるがよくわからない」が20・3%でした。「ゲートキーパー」は、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な相談窓口や支援につなげ、見守る人のことで、「命の門番」とも呼ばれています。

ゲートキーパーの具体的な役割には、次の4つがあります。

- (1) 気づき 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- (2) 傾聴 話に耳を傾け、受け入れる

- (3) つなぎ 本人の意思を尊重しながら、専門家につなぐ
- (4) 見守り 寄り添いながら、見守る

ゲートキーパーになるのに、高度な専門性は必要ありません。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぐことが大切です。それぞれの立場でできることから行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。

健康増進課では、今年度もゲートキーパー養成講座を開催予定ですので、関心のある人はご参加いただけますと幸いです。また、随時、こころの健康に関する相談を受け付けています。相談内容によって、専門機関へつなぐこともできますので、お気軽にご相談ください。

悩みを抱えている人の声に耳を傾け、寄り添い、支え合いながら、温かい地域を皆さんと一緒につくっていききたいと思っています。

食推おすすめレシピ♪

かやくご飯 (周防大島町の郷土料理)



今回は周防大島町の郷土料理のかやくご飯を紹介いたします。かやくご飯は、大師様の縁日におむすびにしてお接待として振舞われることもありました。根菜やいりこなどたくさんの具が入り、食物繊維やカルシウムがとれる一品です。ぜひ、作ってみてくださいね。

【1人分の栄養素量】
エネルギー 293kcal、たんぱく質 7.4g、脂質 1.5g、食物繊維 1.6g、カルシウム 84mg、食塩相当量 1.0g

(4人分)

材料

米	2合	いりこ	10g
ごぼう	30g	「しょうゆ	大さじ1
切干し大根	10g	A酒	大さじ1
にんじん	30g	「塩	小さじ1/3
油揚げ	10g	水	適量

作り方

- 1 ご飯は普通に炊く。
- 2 ごぼうは細かいさがきにする。
- 3 にんじんは1センチの長さのせん切りにする。
- 4 油揚げは熱湯をかけ油抜きして1センチの長さのせん切りにする。
- 5 切干し大根はキッチンバサミで1センチ幅に切り、水につけて戻す。
- 6 いりこは頭とはらわたをとり細かく刻む。
- 7 鍋に2、3、4、5、6を入れ、水をひたひたに加えて煮る。具にやや火が通ったらAを加えて煮汁が少し残る程度煮る。
- 8 1のご飯に7の具を入れて混ぜる。

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎ 0120-189234、携帯電話の方は☎ 0827-22-5678）にお問い合わせください。

7月21日～27日



島景色2～見つめる、島のあしあと～ 其の4「片添ヶ浜海浜公園」

周防大島の風景と歩みを見つめる番組。今回は、ヤシの木が並ぶ南国のようなリゾート地『片添ヶ浜海浜公園』を紹介しします。

すおうおしまお元気いき いき体操～フルバージョン～

日常に必要な筋力を鍛える体操です。無理のない範囲で続けてみましょう。

7月28日～8月3日



ちよび塩 Cooking 2026 年度 夏 ～ちよびっとの塩分でおしく食べて元気に！～

今回は夏野菜をたっぷり使ったメニューです。食欲が落ちやすい夏でもさっぱりと食べやすい味付けに仕上がっています。

医療・行政 MaaS 事業紹介 『GO!GO!MaaS くん』

周防大島町で進める「医療・行政 MaaS」が分かりやすい歌になりました。

8月4日～10日



大島大橋開通 50 周年記念式典

昭和 51 年 (1976 年) 7 月 4 日に「大島大橋」が開通してから、50 年を迎えました。このたびの番組では、令和 8 年 7 月 4 日に行われた「大島大橋開通 50 周年記念式典」や大島大橋のライトアップの様子などをお送りします。

8月11日～17日



島暮らしへようこそ～島移住の物語～ 第 5 回「地域おこしを担う移住者さん」

“島移住”の物語を紐解くインタビュー番組。第 5 回のゲストは、地域おこし協力隊として赴任された信房さんと古賀さんのお二人です。

アイ・キャン ニュースダイジェスト ～2026 年 7 月放送分～

7 月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

8月18日～24日



俳句ポストつとむ君 第四十八回

町内各所の「俳句ポスト」に投句された俳句を紹介する番組。今回は、令和 8 年 1 月～3 月に投句された俳句です。優秀な俳句は大島郡俳句協会さんの解説付きで紹介しします。

周防大島町政 お知らせリレー 8 月

広報と連動した周防大島町からののお知らせをお届けします。

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
7月26日(日)	安本医院	☎ 73-0822
8月2日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
8月9日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
8月11日(火)(祝)	おげんきクリニック	☎ 74-2490
8月16日(日)	川口医院	☎ 78-0306
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

今月の納期

【第2期分】 固定資産税
【第1期分】 国民健康保険税（普通徴収）
介護保険料（普通徴収）
後期高齢者医療保険料（普通徴収）
納期限 7月31日(金)

人のうごき（6月1日現在）※増減は前月比

人口	12,946人（-30）	増：出生 3人
男	6,060人（-14）	転入 31人
女	6,886人（-16）	減：死亡 36人
世帯	7,760戸（-12）	転出 28人

8月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	8月4日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～15:30
心の健康相談	8月18日(火)	13:15～13:45
思春期・ストレス相談	8月25日(火)	13:00～16:00

※無料、要予約（前日までに電話予約）、心の健康相談は1週間前までに電話予約

☎ 柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

認知症バリアフリーの地域を目指して
『認知症の人にやさしいお店・事業所登録』
を始めます！

周防大島町の高齢化率は高く、それに伴い認知症の人も増えてきています。町では「認知症になっても住み慣れた地域で暮らしたい」を地域全体で応援しようと、「認知症の人にやさしいお店・事業所登録」を、令和8年度より始めます。

登録したお店・事業所へは、登録証を発行するとともに、広報やホームページに掲載し、『認知症の人にやさしいお店・事業所』として、広く周知します。この機会に登録し、皆さんがさりげなくされている、お店や事業所のやさしい取り組みを紹介してみませんか。

●登録申請には、認知症サポーター養成講座の受講者数や実施しているやさしい取り組みなどが必要となります。詳細は、地域包括支援センターにお問い合わせください。

●認知症サポーター養成講座を未受講のお店・事業所の場合は、少人数でも、ご都合に合わせて養成講座を開催します。地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎ 0820 (73) 5506

